

ド	処理No.	振込日
ド		/末

常務理事	事務長	担当

太平洋セメント健康保険組合

御中

疾病予防費支給申請書

- 35歳以上の本人と被扶養配偶者
- 40歳以上の配偶者を除く家族

安衛法・特定健診を含む各種健診を受診したので補助申請をします。

提出した添付書類は、

①健診事実を確認する ②特定健診・特定保健指導等の保険事業推進のため参考とする ③特定健診の外部委託に使用する等の使用目的並びにその他の外部へは一切開示しない旨を了解し、同意の上、申請します。

尚、健診費用は、一旦受診者が受診機関に全額をお支払いいただき、健康保険組合に補助申請をしていただいてから、添付資料に基づき受診内容を精査の上、補助上限内で支給金額を決定し事業所（会社）経由で支給します。

尚、健保組合では人間ドックを受診した理由を下記の事由であることで補助をします。

- 特定疾病またはその疾病のおそれがあったため、より高度な健診を希望した。

健康保険記号	番号	被保険者氏名	昭和 平成	年	月	日 (才)	印	
受診者氏名	受診者生年月日							
受診機関名								
受診日	令和	年	月	日	← 資格喪失日以降の受診は補助の対象になりません			
総費用	円	内 特定健診金額					円	
《添付資料》								
① 領収書(コピー不可、宛名は受診者名、会社名宛は不可)								
② 特定健診結果・XMLデータ/CD or 紙(結果報告書と同一の場合は必要ありません) ※XMLデータを添付願います(ない場合は紙でも可)								
③ 結果報告書(全て)のコピー								
④ 問診票(記号・番号・受診者名・受診日を記入し必ず添付のこと)								
⑤ 特定健診費証明のお願い(任意継続者・扶養家族のみ添付のこと)								
事業所コード	令和	年	月	日	※ 健保記入欄 ※			
事業所住所	支給決定金額 /							
事業所名 (会社名)								
事業主氏名							円	

<注意事項>

- 添付資料④⑤は健保ホームページから入手できます。
- 個別健診の補助は「年度内に1回」、「23,000円(税込)を上限」とします。
- 事業所の異動や再加入等で年度の途中で記号・番号が変わっても、改めて補助の対象にはなりません。
- 受診後2ヶ月以内の申請にご協力ください。
- 健保連あるいはイーウェルの『受診券』を使って受診した方は、この用紙を使っての申請はできません。
- 下記の場合は、補助を受けることができません。
  - ・ 同年度で会社の健康診断を受診して健保から既に補助を受けている
  - ・ 受診資格対象外や資格喪失後の受診
  - ・ 脳ドックや特殊なガン検診等の受診
  - ・ 複数の健診機関にまたがった受診
  - ・ 保険証を使っての検査
  - ・ ①～⑤の書類の不備